

禁止行為



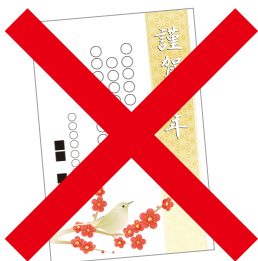
候補者に限らず、候補者になろうとする者、現に公職にある者には、禁止されている行為があります。一例をあげると・・・。



戸別訪問



お祭りなどへの差し入れ



年賀状



いろいろ事例によって異なります。詳しくは選挙管理委員会にお問い合わせください。

一口メモ

「三ない運動」の巻

政治家（候補者、候補者になろうとする者、現に公職にある者）は、さまざまな「寄附」も禁止されています。政治家は『寄附を贈らない』、政治家に『寄附を求めない』、そして政治家から『寄附を受け取らない』。これを『三ない運動』といいます。

政治家の寄附は禁止！

